

事例番号:280229

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 4 日

7:40 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

22:50- 血性羊水を認める

22:51- 80 拍/分前後の胎児徐脈を認める

23:12- 子宮底圧迫法を実施

23:19 吸引分娩と子宮底圧迫法併用にて児娩出

胎盤付属物所見 血性羊水あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:2792g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.602、PCO<sub>2</sub> 130mmHg、PO<sub>2</sub> 5mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup>不明、BE 不明

(4) Apgarスコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 第 2 度新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 10 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症を示唆する所見(T1WI で視床・基底核領域に高密度域)を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、内科医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、常位胎盤早期剥離による可能性が高いが臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性も否定できない。
- (3) 胎児低酸素・酸血症の発症時期は、妊娠 40 週 4 日 21 時 11 分から 22 時 51 分までの間と考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 陣痛発来のため入院としたことおよび入院時の対応(分娩監視装置装着、内診、バタケイン測定)は一般的である。
- (2) 既破水、子宮口全開大の状態でも 1 時間 24 分連続的モニタリングを行わず、ドップラー法による間欠的胎児心拍数聴取のみで分娩監視をしたことは基準から逸脱している。
- (3) 22 時 51 分以降、胎児徐脈を認める状態で、22 時 51 分に胎児心拍数基線 120 拍/分、22 時 55 分に胎児心拍数 120 拍/分台と判読し、23 時 00 分まで医師に連絡せず様子観察としたことは一般的ではない。
- (4) 医師到着後に吸引分娩と子宮底圧迫法併用 1 回で児を娩出したことは一

一般的である。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

(1) 出生時、自発呼吸を認めず心拍数 40 回/分台の状態では胸骨圧迫を開始し、生後 2 分からバッグ・マスクによる人工呼吸を行ったことは一般的ではない。

(2) 高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応を、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して習熟することが望まれる。

(2) 胎児心拍数陣痛図の記録が不鮮明な場合は、正確に記録されるよう分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例は胎児心拍波形の記録が不鮮明な箇所があった、正確な判読のためには、きれいに記録された胎児心拍数陣痛図が必要である。したがって、心拍プローブは、正しく装着することが重要である。

(3) 分娩監視の方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して実施することが望まれる。

(4) 新生児蘇生については、分娩に立ち会うすべてのスタッフが「日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に基づく新生児蘇生法テキスト」に則した適切な処置が実施できるよう習熟することが望まれる。

(5) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、重度の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。